

第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画策定業務 仕様書

1 業務名

第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画策定業務（以下「本業務」という。）

2 業務の目的

本業務は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき、第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画（令和10年度～令和19年度）を策定することを目的とする。また、本計画では、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）第14条に定める「成年後見制度利用促進基本計画」、再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に定める「地域再犯防止推進計画」を一体的に盛り込む。

3 委託期間

本業務の委託期間は、契約締結日から令和10年3月31日までとする。
ただし、令和8年度実施分については令和9年3月31日までとする。

4 契約限度額

8,400,000円（消費税及び地方消費税含む。）
ただし、各年度において、次の金額を超えないものとする。
令和8年度 4,200,000円（消費税及び地方消費税含む。）
令和9年度 4,200,000円（消費税及び地方消費税含む。）

5 支払方法

令和8年度業務完了後の精算払とし、業務完了検査済証発行後に請求を受けてから中間払いとして30日以内に支払う。
令和9年度業務完了後の精算払とし、業務完了検査済証発行後に請求を受けてから30日以内に支払う。

6 関係法令の遵守

本業務の実施にあたっては、本仕様書、企画提案書その他関連法令及び通達等を遵守するものとする。

7 業務内容

本業務の内容は、概ね次のとおりとする。ただし、詳細については受託者の企画提案を

踏まえて、委託者及び受託者で協議して決定する。

【令和8年度想定】

(1) 調査・分析

本市の人口推計等、第5期計画の策定に必要な基礎データを収集し、これに基づき本市の現状分析や本市を取り巻く社会環境の整理、分析を行う。

(2) ニーズ調査

本市の将来像を設定するために必要なアンケート調査を実施し、市民意識の把握、分析を行う。

ア) 調査対象者：市民アンケート調査（無作為抽出した18歳以上の市民2,000件程度）
民生委員アンケート調査（100件程度）

イ) 回答方法等：市民アンケート調査：郵送調査及びWEB調査
民生委員アンケート調査：委託者による紙調査票の配布、郵送回収

[アンケート調査に係る作業分担] ※アンケート回収率は45%を想定

委託者	受託者
<ul style="list-style-type: none">・ 調査票案の検討と確定・ 調査対象者の抽出・ 宛名ラベル印刷・ アンケート開封及びナンバリング・ 民生委員アンケート調査票配布	<ul style="list-style-type: none">・ 調査票原案の作成と補修正・ 調査票の印刷市民調査：A4両面1C、12項程度民生委員調査：A4両面1C、8項程度・ 発送用封筒・回収用封筒の手配（角2封筒、2つ折り加工、テープ付）・ 封入・封緘、発送・返送作業・ 郵送料金の負担・ 回収アンケートのデータ入力・ 自由記述欄の整理・ 単純集計・クロス集計の実施・ アンケート結果の分析・ 報告書の作成・ WEBアンケート構築に係る経費 <p>※回答途中で内容を一時保存できる機能を有すること。</p>

【令和9年度想定】

(1) 本市を取り巻く状況の把握

第5期計画を策定するに当たり、各種の統計資料や分野別計画、国・県等の上位・関連計画等に基づき、考慮すべき課題を整理するとともに、本市を取り巻く社会経済的特性や地域福祉資源の整備状況、本市の住民を取り巻く状況等について整理すること。

ア) 伊予市の総合計画及び福祉の分野別関連計画、社会福祉協議会の地域福祉活動計画の把握、整合性の整理

イ) 現行地域福祉計画の進捗状況等の把握、計画課題の抽出

ウ) 国、県、他市町村の福祉施策の動向把握

エ) 庁内関係課の施策の実態把握（調査方法については、受託者が調査シートを作成し、各担当課がシートに必要事項を記入する。）

(2) 地区懇談会実施支援

社会福祉協議会が実施する地区懇談会（全6地区・各地区1回開催）の資料を提供するため、地区懇談会の実施結果のとりまとめを行うこと。

(3) 計画策定業務

ア) 基礎調査業務、現状把握業務及び令和8年度に実施する「市民アンケート調査、民生委員アンケート調査」調査結果、地区住民懇談会（伊予市社会福祉協議会が実施）での意見等を踏まえ、計画の基本理念、目標、施策の体系等、計画全体を示す計画骨子案を作成する。

イ) 伊予市地域福祉計画審議会等の意見を踏まえながら、具体的な施策内容、地域住民や行政等の各主体の役割分担、計画の推進体制、評価方法等の検討を行い、計画素案を作成する。

ウ) 本計画内に、伊予市社会福祉協議会が作成する地域福祉活動計画（基本理念・施策展開、地区別カルテ、地区懇談会実施結果を掲載予定。30項程度）も併せて掲載すること。受託者は、本計画と一体感のあるデザインを検討し、適宜修正を行うこと。

エ) 計画策定にあたっては、上位計画及び関連計画等の内容、目標数値と整合性を図るとともにSDGsの国際目標への関連付けを行う。

オ) 計画の作成にあたっては、ユニバーサルデザインの視点をもって作成し、誰にでも分かりやすいものとなるよう配慮すること。

(4) パブリックコメント実施の支援業務

パブリックコメントを実施する際、資料作成、提出された意見の分析や整理を行うとともに、必要に応じて計画書素案に反映すること。

【随時】

(1) 会議等の運営支援業務

次の会議等の運営支援を行うこととする。

地域福祉計画審議会・・・学識経験者、福祉関係団体代表者等で構成

①令和8年度（1回、平日日中2時間程度の開催を想定）

②令和9年度（3回、平日日中2時間程度の開催を想定）

会議の事前打合せ

会議資料原稿の作成支援

会議への出席、運営の支援（会議当日はオブザーバーとして出席し、市から要請があった場合は、意見を述べ説明すること。）

議事録（要旨）の作成（会議終了後2週間以内）

※会議の開催回数は、進捗状況により変更があることを想定しておくこと。

(2) 成果品

令和8年度

ア) アンケート調査に関する入力データおよび集計データ(Excel データ及び PDF データ)

イ) 調査結果報告書 (Word または Excel 及び PDF データ)

①住民アンケート調査結果報告書 (A4 両面1C、100 項程度)

②民生委員・児童委員アンケート調査結果報告書 (A4 両面1C、70 項程度)

ウ) その他本業務で作成・使用したデータ一式 (電子データ)

※CD-R 1 枚を納品すること。

令和9年度

ア) 第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画は、名称を「伊予市しあわせのまちづくり計画」とした、A4版 100 頁程度の電子データ一式（データは編集可能なものおよび、PDF データ）とする。

イ) 資料編については、計画策定の経過、伊予市地域福祉計画策定審議会条例、伊予市地域福祉活動計画策定審議会設置要綱、審議委員名簿、市民アンケート調査結果、伊予市避難行動要支援者避難支援全体計画（抜粋）等、必要な事項を記載した、A4版の電子データ一式（データは編集可能なものおよび、PDF データ）とする。

※第5期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画本編 5部

CD-R 1 枚を納品すること。

(3) 打合せ等

受託者は、本業務を適正かつ円滑に実施するために当市と緊密な連携を図るとともに、仕様書に関する詳細及び本仕様書に記載のないものについては、必要に応じて、

協議、打合せを行うものとする。また、受託者は、打合せの都度その記録簿を整理のうえ、速やかに提出し、相互に確認するものとする。

8 業務スケジュール（予定）

（1）令和8年度

実施内容	実施時期
契約締結	令和8年6月下旬予定
住民アンケート調査票及び民生委員・児童委員アンケート調査票作成	令和8年7月～8月
住民アンケート調査実施	令和8年9月（3週間程度）
民生委員・児童委員アンケート調査実施	同上
住民アンケート調査及び民生委員・児童委員アンケート調査結果報告書作成	令和8年11月～12月
令和8年度 第1回審議会	令和9年1月中旬頃

（2）令和9年度

実施内容	実施時期
「第4期伊予市地域福祉計画・伊予市地域福祉活動計画」施策評価	令和9年4月～6月
地区懇談会の実施 ※伊予市社会福祉協議会	令和9年5月～6月
計画案の作成	令和9年7月～令和10年1月
令和9年度 第1回審議会	令和9年8月上旬頃
令和9年度 第2回審議会	令和9年11月上旬頃
令和9年度 第3回審議会	令和10年1月中旬頃
計画案の答申	令和10年2月
パブリックコメントの実施	令和10年3月（1か月程度）
計画案の策定・公表	令和10年3月

9 その他

（1）本業務の実施に伴う留意事項

- ア) 本仕様書は本業務の提案をするに当たり、最低限の必要事項を記載したものであり、本仕様書に記載のない事項についての提案（独自提案）も可能とし、業務内容については、本仕様書によるほか、企画提案書等での提案を踏まえ決定する。
- イ) 受託者は、本業務中に生じた事故に対して一切の責任を負うものとし、事故状況等を速やかに委託者に報告、最善の処置を行わなければならない。また、損害賠償の請求

があった場合には、受託者が自己の責任において一切の処理をするものとする。

- ウ) 個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び伊予市個人情報の保護に関する法律施行条例の規定により適正に取り扱うこと。
- エ) 受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他人に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。
- オ) 本業務で得られた成果物の所有権、著作権及び利用権は、伊予市に帰属するものとする。また、受託者は著作権を行使できないものとする。
- カ) 成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費一切は受託者の負担とする。
- キ) 本仕様書に定めのない事項については、委託者及び受託者がその都度協議の上、決定する。受託者は、業務が円滑に履行できるよう誠意をもって対応すること。

(2) 業務受託体制に関する留意事項

- ア) 令和 8 年 4 月 1 日時点で四国内に本社、支社、営業所等を有し、主たる業務を履行できること。
- イ) 受託者は、本業務に十分な経験と知識を有する者を配置すること。また、主として関わる担当者は、受託者に常勤する正社員であること。
- ウ) 本業務では、本市や周辺市町村の現状等を十分に把握・理解したうえで、本市の要望に沿った計画づくりを進めることが求められる。そのため、過去 5 年間（令和 3 年度～令和 7 年度）に保健福祉分野に関連する計画策定実績を有していることを要件とする。なお、保健福祉分野に関連する計画とは、地域福祉計画及び地域福祉活動計画、高齢者福祉計画・介護保険事業計画、障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、健康増進計画、こども計画、子ども・子育て支援事業計画のいずれかを想定している。（調査業務のみの策定実績は対象外とする。）
- エ) 本業務では、計画策定に係る施策展開をふまえた実効性の高い計画策定を行うことを想定しており、専門的な知見を持った受託者による支援のもと、業務を遂行することを前提としている。よって、本業務を担当する研究員として、地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定業務に携わった経験のある者を 1 名以上配置すること。（提案者に常勤する正社員に限る。）
- オ) 個人情報の保護に関する法律に基づき、適正な個人情報の取扱を行うこと。本業務では個人情報を扱うため、情報セキュリティマネジメントシステム ISMS 認証または一般財団法人日本情報経済社会推進協会が定めるプライバシーマーク認証を取得していること。なお、法人認定ではない担当者の個人資格は対象外とする。